

大分市地産地消サポーター制度運営要領

(目的)

第1条 この要領は、地産地消活動を推進する個人、法人又は団体を大分市地産地消サポーター（以下「サポーター」という。）として募集・登録し、サポーター同士の交流や連携などの活動を通じて、地元農林水産物の利活用を推進し、地産地消の取組を拡大することを目的とする。

(サポーターの種類)

第2条 サポーターの種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消費者サポーター 地元農林水産物の消費拡大の活動を実践する消費者、消費者団体等に該当するサポーター
- (2) 生産者サポーター 地元農林水産物の安定供給の活動を実践する生産者、生産団体、農業生産法人等に該当するサポーター
- (3) 食品関連事業者等サポーター 地元農林水産物を活用した加工品や料理を提供する市場関係者、加工業者、飲食店、小売業者、観光関連事業者等に該当するサポーター

(登録の要件)

第3条 サポーターは、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地産地消活動の趣旨に賛同する個人、法人又は団体であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(募集)

第4条 サポーターの登録（以下「登録」という。）の申込みは、随時受け付けるも

のとする。

(登録)

第5条 登録を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、大分市地産地消サポーター登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、登録をするとともに、大分市地産地消サポーター登録書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(登録事項の変更)

第6条 第5条第2項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(情報提供)

第7条 市長は、登録者に対し、会報等により地産地消の促進に関する情報を提供するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 登録者は、サポーター制度の利用上知り得た個人情報をその目的以外の目的に利用してはならない。登録の廃止後も同様とする。

(登録の廃止)

第9条 登録者は、登録の廃止をしようとするときは、速やかに市長に申し出なければならない。

2 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を廃止する。

(1) 登録者より廃止の申し出があったとき。

(2) 登録者と郵送、電話等による連絡が取れなくなった場合

- (3) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (5) その他市長が適切でないと認めるとき。

(その他

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月4日から施行する。